

青森県報

第八十七号

令和元年
十一月二十二日
(金曜日)

目次

告 示

- 青森県褒賞規則により褒賞された者……………(総務学事課) ……一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退……………(保健衛生課) ……三
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……四
- 公 告
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……四
- 右 同……………(同) ……五

告 示

青森県告示第四百四十四号

青森県褒賞規則(昭和三十三年二月青森県規則第十五号)第二条第一項の規定により次のとおり褒賞を行ったので、同規則第十一条の規定により告示する。

令和元年十一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

令和元年十一月二十一日に行った褒賞

多年時計組立・修理業務に従事して技能の向上に励み、また後進の指導育成に努めるなど、業務に精励し、まことに他の模範であります。

倉 光 正 英

小 泉 義 雄

多年清酒製造業務に従事して技能の向上に励み、また後進の指導育成に努めるなど、業務に精励し、まことに他の模範であります。

立 花 正 文

多年和生菓子製造業務に従事して技能の向上に励み、また後進の指導育成に努めるなど、業務に精励し、まことに他の模範であります。

中 里 一 秋

多年機械修理業務に従事して技能の向上に励み、また後進の指導育成に努めるなど、業務に精励し、まことに他の模範であります。

三 上 信 幸

多年畳製作業務に従事して技能の向上に励み、また後進の指導育成に努めるなど、業務に精励し、まことに他の模範であります。

成 田 一 憲

多年県議会議員の職にあって、公共の福祉の向上に尽くし、地方自治の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

奥 谷 進

多年市議会議員の職にあって、公共の福祉の向上に尽くし、地方自治の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

熊 谷 晴 雄

多年町議会議員の職にあって、公共の福祉の向上に尽くし、地方自治の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

庭 田 良 二

多年社会教育関係団体の要職にあって、社会教育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

多年文化財保護審議会委員として、建造物の調査研究に励み、文化財の保護に貢献した功績まことに顕著であります。

月 館 敏 栄

多年俳句関係団体の要職にあつて、俳句の普及と後進の指導育成に努めるなど、文化の発展に貢献した功績まことに顕著であります。

木 附 沢 賢 司
「俳号 麦 青」

多年舞踊の指導に励み、後進の育成に努めるなど、文化の発展に貢献した功績まことに顕著であります。

久 保 照 子

多年演劇の公演を行い、地域に優れた芸術を提供するなど、文化の発展に貢献した功績まことに顕著であります。

作 間 博 子
「秋 本 博 子」

多年スケート関係団体の要職にあつて、選手の指導育成に努めるなど、スケート競技の躍進と体育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

橋 本 恭 二

多年保育士として児童の保護育成に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

加 藤 和 子

多年保護司として罪を犯した人の改善更生に尽くし、地域社会の浄化に貢献した功績まことに顕著であります。

上 野 吉 春

多年民生委員・児童委員として要保護者の援護指導に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

黒 澤 徹

多年民生委員・児童委員として要保護者の援護指導に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

鹿 内 由 記 子

多年民生委員・児童委員として要保護者の援護指導に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

中 村 俊 悦

多年学校歯科医として児童生徒の保健管理に尽くし、学校保健衛生の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

長 内 由 美

多年学校薬剤師として児童生徒の保健管理に尽くし、学校保健衛生の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

高 野 修 司

多年学校医として児童生徒の保健管理に尽くし、学校保健衛生の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

星 野 禎 一

多年薬剤師関係団体の要職にあつて、保健衛生の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

木 村 隆 次

多年鍼灸師関係団体の要職にあつて、保健衛生の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

工 藤 國 品

多年産業廃棄物関係団体の要職にあつて、生活衛生思想の普及指導に貢献した功績まことに顕著であります。

庄 司 肇

多年内水面漁業調整委員会会長として、下りうなぎ保護に尽力するなど、内水面漁業の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

濱 田 正 隆

多年左官工事業関係団体の要職にあつて、左官工事業の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

齋 藤 司

阿保清秀
 多年納税貯蓄組合組合長等の要職にあつて、納税思想の普及高揚並びに関連組合の指導育成に貢献した功績まことに顕著であります。

澤上松三郎
 多年納税貯蓄組合組合長等の要職にあつて、納税思想の普及高揚並びに関連組合の指導育成に貢献した功績まことに顕著であります。

中村剛
 多年納税貯蓄組合組合長等の要職にあつて、納税思想の普及高揚並びに関連組合の指導育成に貢献した功績まことに顕著であります。

村井義雄
 多年納税貯蓄組合組合長等の要職にあつて、納税思想の普及高揚並びに関連組合の指導育成に貢献した功績まことに顕著であります。

角田弘信
 多年消防団団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

角谷喜春
 多年消防団団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

田村七郎
 多年消防団団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

福士精一
 多年消防団団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

山田正伸
 多年消防団副団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

神山典夫
 多年統計調査員として統計調査業務に精励するとともに、統計思想の普及高揚に尽くし、統計の発達に貢献した功績まことに顕著であります。

溝江肇子
 多年統計調査員として統計調査業務に精励するとともに、統計思想の普及高揚に尽くし、統計の発達に貢献した功績まことに顕著であります。

奥瀬金藏
 多年交通安全関係団体の要職にあつて、交通安全思想の普及高揚に努め、交通事故の抑止に貢献した功績まことに顕著であります。

西塚りよ
 多年社会福祉施設において奉仕活動を続け、社会福祉の向上に貢献した功績まことに顕著であります。

藤田美津子
 多年点訳奉仕員として視覚障害者への点訳奉仕を続け、社会福祉の向上に貢献した功績まことに顕著であります。

久保田政子
 平成三十年九月、八戸市に対し文化芸術振興のため絵画を寄贈し、芸術文化の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

西川忍
 平成二十六年から平成三十年度にかけて、青森県に対して一般財政資金として多額の私財を寄附し、地域振興に貢献した功績まことに顕著であります。

日當正男
 多年行政書士の業務に従事するとともに、関係団体の要職にあつて、組織の運営と会員の指導に努め、住民の利益保護に尽くした功績まことに顕著であります。

青森県告示第四百四十五号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の

規定により公示する。

令和元年十一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
サカエ薬局堅田	弘前市大字八幡町三丁目一の三	令和 元・九・三
フライン調剤薬局	弘前市大字鷹匠町一八の六	元・九・三
なの花薬局津軽新城店	青森市大字新城字山田四八八の二	〃
なの花薬局十和田店	十和田市西十一番町四〇の三七	〃
ハート調剤薬局中央通り店	弘前市大字上鞆師町四	〃
ハート調剤薬局安原店	弘前市大字安原三丁目七の一〇	〃
ハート調剤薬局松森町店	弘前市大字松森町四八	〃
工藤内科クリニック	青森市大字石江字江渡五二の一七六	〃
平成調剤薬局	青森市篠田一丁目九の八	元・〇・三

青森県告示第四百四十六号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

令和元年十一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
サカエ薬局堅田	弘前市大字宮川三丁目二の一	令和 元・九・四
なの花薬局津軽新城店	青森市大字新城字山田四八八の二	元・〇・一
なの花薬局十和田店	十和田市西十一番町四〇の三七	〃
ハート調剤薬局中央通り店	弘前市大字上鞆師町四	〃
ハート調剤薬局安原店	弘前市大字安原三丁目七の一〇	〃
ハート調剤薬局松森町店	弘前市大字松森町四八	〃
工藤内科クリニック	青森市大字石江字江渡一一七の五	〃
平成調剤薬局	青森市篠田一丁目九の八	元・二・一
むなかた皮ふ科スキンケア クリニック	青森市篠田二丁目一九の三	〃

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和元年十一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン青森浜田 三ブロック

青森市大字浜田字玉川一九六の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンタウン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役 加藤 久誠

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前

株式会社西松屋チエーン
兵庫姫路市飾東町庄二六六の一
代表取締役 大村 禎史

変更なし

変更後

変更年月日

株式会社チヨダ
東京都杉並区荻窪四丁目三〇の一
代表取締役 澤木 祥二

変更なし

有限会社妙心
青森市古川二丁目一〇の一四
代表取締役 秋元 武智

変更なし

株式会社サトメガネ
神奈川県平塚市見附町四の一七
代表取締役 佐藤 行男

変更なし

株式会社戸田書店
静岡県静岡市清水区銀座四の六
取締役社長 鍋倉 修六

株式会社ゲオ 愛知県名古屋市中区富士見町八の八 取締役社長 吉川 恭史	令和元年 元・九・三
---	---------------

四 届出年月日

令和元年十一月一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和元年十一月二十二日から令和二年三月二十二日まで
3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和二年三月二十二日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和元年十一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン青森浜田 三ブロック

青森市大字浜田字玉川一九六の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
イオンタウン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一
 代表取締役 加藤 久誠
 三 変更しようとする事項

区分	変更前	変更後	変更年月日
大規模小売店舗の営業方法に関する事項	全小売業者 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十時	株式会社ゲオ 開店時刻 午前九時 閉店時刻 翌午前九時 その他の小売業者 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午前〇時	令和 元・二・三〇
大規模小売店舗の営業方法に関する事項	来客が駐車場を利用する時間帯	午前九時から翌午前九時まで	元・二・三〇

四 届出年月日

令和元年十一月一日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和元年十一月二十二日から令和二年三月二十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和二年三月二十二日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

(発行所・発行人)
 青森市長 島一丁目一番一号
 青森県

(印刷所・販売人)
 青森市第二問屋町三丁目一番七七号
 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
 定価小口一枚二付十五円七十三銭